

令和8年度 青森県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 Q&A

No	質問事項	質問項目	回答
1	申請方法について	令和8年度の補助金は、別表1「介護テクノロジーの導入支援」と別表2「パッケージ型導入支援」の併用申請をすることが可能か。	併用申請は可能です。 ただし、交付要綱別記（ク）のとおり、予算額及びこれまでの補助実績により一部不採択となり、別表1申請分または別表2申請分のみ交付決定となる可能性もあることにご留意ください。
2		申請書は、事業所ごとに作成するのか。	申請書は、介護サービス事業所ごとに作成してください。
3		併設施設（特養と短期入所等）で一体的に介護テクノロジーのパッケージ型導入を申請する場合、申請書の記載方法と上限額はどうか。	2つ以上の併設サービスで一体的にパッケージ型導入をする場合は、本体施設（特養等）で申請書を作成し、別紙2「事業計画書」の定員について、併設サービスを含めた合計定員（特養定員＋短期入所定員）を記入してください。 なお、パッケージ型導入の場合は、併設サービスを含めて1,000万円が上限額となります（介護ソフト定着促進経費を活用する場合は15万円上乗せ）。
4	補助対象経費について	導入済みの介護支援ソフトについて、サーバー型からクラウド型へ変更する際のライセンス料、データ移行費用は対象となるのか。	補助金の対象外とします。 ただし、サーバー型のアップデート廃止等により、クラウド型の介護ソフトのライセンスを新たに導入する必要がある場合は補助金の対象としますので、申請時の添付書類にその旨がわかるよう記載してください。
5		併設施設（特養と短期入所等）で見守り機器や、ソフト・端末機を導入する際の付帯経費（Wi-Fi工事費等）の按分の仕方は如何。	2つ以上の併設サービスで同時導入する場合、パッケージ型導入であれば、No.3のとおり本体施設での申請となるため、付帯経費の按分は不要です。 ただし、特養と併設サービスで導入機器が異なるが付帯経費は共通となる場合、各サービスの利用人員で付帯経費を按分し、本体施設と併設サービスで別々に申請してください。

No	質問事項	質問項目	回答
6	補助対象となる介護テクノロジー機器について	TAISの分類コードが介護業務支援機器であって、パッケージ型で連携可能な機器として申請する場合は、対象となるのか。	TAISに掲載されている介護業務支援機器であっても、介護テクノロジーとしての選定がされていない機器は、パッケージ型での申請でも本補助金の対象外とします。
7		過去に県の補助金を活用して導入した見守り機器が耐用年数を超過したため、機器を入替するために見守り機器の申請をすることは可能か。	申請は可能です。 ただし、予算額及びこれまでの補助実績により、不採択となる可能性もあることにご留意ください。
8		令和7年度に補助対象だった床走行式リフト、配膳ロボット、スライディングボード等は、令和8年度も補助対象となるのか。	TAISにおいて介護テクノロジーとして選定されて掲載されている機器や、TAIS未掲載でも同水準と県が判断できうる介護テクノロジー機器であれば、補助対象です。
9	交付決定通知及び確定通知の送付先について	補助金の交付決定通知及び確定通知は、法人と事業所のどちらに送付されるのか。	交付決定通知は、事業所あてに送付する予定です。法人のご担当者様は、介護サービス事業所から交付決定通知額及び確定通知額をご確認ください。
10	請求書について	請求書は、事業所ごとに作成するのか。	請求書は、介護サービス事業所ごとに作成してください。 法人のご担当者様は、各介護サービス事業所の請求額をご確認ください。補助金は、各介護サービス事業所の確定額を合算した金額を法人口座に振込いたします。
11	補助金の振込先について	申請・交付決定・確定した介護サービス事業所ごとに補助金を振込してもらうことはできないのか。	年々、申請事業所数及び交付決定事業所数が増加していることから、支払事務のミスを防ぐためにも、事業所の運営法人口座に一括支払をすることとしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。